

2024年1月15日

有資格者各位

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
代表理事 星 茂行
資格更新委員会委員長 飯島 典子



能登半島地震被災者に対する資格更新申請期間の特例措置
及び SOLT I ポイント登録作業の一時停止について

「令和6年能登半島地震」による被害を受けられた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。このたびの地震は各地に甚大な被害をもたらし、今もなお日常を取り戻すことができない方が多くいらっしゃいます。インターネットを含むライフラインが復旧されていない方や、資格更新書類を紛失・流失された方など、資格更新手続きが行えなかった被災者がいることが想定されます。

そこで、被災者に対する特例措置として2024年1月10日を締切としていた資格更新の手続き期間を下記の通り延長することといたしました。

なお、特例措置対象者の更新審査が終了するまでは全ての研修会について SOLT I へのポイント登録を一時的に停止いたします。ご不便をおかけしますが、なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

記

1 対象

能登半島地震により被災された2023年度資格更新対象者

2 特例措置と手続き

(1) 特例措置

被災者の資格更新申請期間を 2024年2月29日(消印有効) まで延長

(2) 手続き

次の2つを同時に行ってください。

① 「特例措置申請フォーム」から特例措置の申請をしてください。

<https://forms.gle/EeHfDctgtwh3Ndr37>

*申請理由によっては適用されない場合がございます。適用されるかどうかは資格更新審査時に判断され、適用されない場合は資格更新申請審査結果としてお知らせします。

② 期日までに資格更新申請 (WEB 申請・書類提出・審査料払込) をしてください。

* 「特例措置」の申請が無く資格更新申請をされた場合、特例措置は適用されず、通常の提出期限後の提出となりますのでご注意ください。

* もし震災の影響で資格更新申請ガイドや申請書類を紛失・流失されている場合には、機構ウェブサイトの問い合わせフォームよりご連絡ください。

3 SOLT I への研修会ポイント登録の一時停止期間

2024年1月10日~3月末(予定)

《お問い合わせ先》

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構

FAX : 03-6304-5705 e-mail : shikaku@jocdp.jp

(担当) 資格更新委員会委員長 飯島 典子